

英国におけるエネルギー供給事業者の顧客省エネ義務

地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ

小川順子

1. はじめに

エネルギー供給者 (Energy Supplier) が顧客の省エネ量を担保する義務 (以下、エネルギー供給者顧客省エネ義務と略す) は、家庭部門における費用効果的な省エネ投資を促進することを目的として、欧米で既に実施されているプログラムである¹。中でも英国では、エネルギー供給事業者に対して「効率的なエネルギー使用を提供すること」が Gas Act 1986、Electricity Act 1989 において義務づけられており、英国の気候変動対策の中でも、大きな役割が期待されている。

英国における本制度の導入は約 20 年前に遡り、運用や名称の変更を繰り返し、2013 年 1 月には Energy Act 2011 に基づいて「Energy Company Obligation (以下 ECO と略す)」という名称で新しいフェーズが開始されている。

そこで本レポートでは英国におけるエネルギー供給者顧客省エネ義務の基本的な考え方と歴史的変遷、ECO 開始から半年の進捗状況を紹介する。

2. エネルギー供給者義務の変遷

英国におけるエネルギー供給事業者顧客省エネ義務は、中央政府が大規模エネルギー供給事業者に対して顧客側の省エネルギー量を担保させることが基本的な考え方である。

英国における最初のエネルギー供給者顧客省エネ義務である Energy Efficiency Standard of Performance (EESoP) は 1994 年に業務部門と家庭部門の電力消費削減を目的として導入された。2002 年には Energy Efficiency Commitment (EEC) に名称を変更して、業務部門を対象から外し、家庭部門のガス消費者を追加し、貧困層に優先的に省エネ対策を実施する義務を設けた。また、獲得した省エネ量の取引制度 (ホワイト証書取引)、超過目標達成量のバンキング制度等の柔軟性措置も導入された。2008 年には Carbon Emission Reduction Target (CERT) に名称を変更し、これまでの省エネ量 (kWh) から二酸化炭素の削減量 (t-CO₂) に目標単位の変更が行われた。また、実施すべき直接規制 (具体的には目標の 68% は断熱材の改善により実施すべき事項) も盛り込まれた。そして 2013 年 1 月からは、家庭部門の省エネ設備投資促進の強化策として Green Deal² とともに

¹http://www.eceee.org/library/conference_proceedings/eceee_Summer_Studies/2009/Panel_2/2.164/paper

²エネルギー法 2011 に基づく家庭や企業の設備導入費用負担を低減させるための助成制度。断熱材などの省エネ設備を導入することによって生じた導入前と導入後の電気・ガス料金の差額分が、導入費用の返済に自動的に充てられる仕組みとなっているため、利用者は初期投資の負担を軽減することができる。英国政府は、グリーン・ディールを活用した改修によって世帯あたり年間 120-270 ポンドの光熱費の節約が可能と試算している。また、英国政府によれば、ECO が家庭部門に対するグリーン・ディールを下支えする

Energy Company Obligation (ECO) が開始された。

図表 1 英国におけるエネルギー供給者顧客省エネ義務の変遷

	EESoP	EEC	CERT	ECO
期間	1994-2002	2002-2008	2008-2012	2013-2015
義務の対象者	公共電力供給事業者	顧客 5 万人以上の電力・ガス供給事業者	顧客 25 万人以上の電力・ガス供給事業者	顧客が 25 万人以上の電力・ガス供給事業者
省エネの対象者	中小企業・家庭部門の電力消費者	家庭部門の電力・ガス消費者	家庭部門の電力・ガス消費者	家庭部門の電力・ガス消費者
目標の種類	電力消費量	電力・ガス消費量	電力・ガス消費量	電力・ガス消費量
柔軟性措置	なし	証書取引 バンキング	証書取引 バンキング	証書取引、超過達成分は事業者内の異なる義務である CERO、CSCO、HHCRO の間で融通することができる。
優先度の設定 (貧困層、高齢者対策)	優先度の高い消費者の省エネの努力義務	50%	40%	CSCO により貧困世帯と過疎地への対策を優先

3. Energy Company Obligation の概要

Energy Company Obligation(ECO)の基本的な考え方は、従来制度と同様に、中央政府が大規模エネルギー供給事業者に対して顧客側の省エネルギー量を担保させることを目的としている。エネルギー供給事業者の顧客は主に産業部門、業務部門、家庭部門に別けられるが、既にその他の省エネ対策もしくは温室効果ガス削減対策の対象となっている産業部門（気候変動税、気候変動協定、欧州排出量取引制度）や業務部門（炭素排出削減コミットメント）は、本制度の対象外としている。

ECO の細則は、The Electricity and Gas (Energy Company Obligation) Order 2012 に定められており、大きくは以下の 3 つの義務から構成されている³。

- ① Carbon Emission Reduction Obligation (CERO) : 1 枚壁や修繕が難しい壁（例えば、50 ミリ以下の厚さのレンガ造り壁や既製の鉄筋・コンクリート家屋の壁等における空洞の修繕）における断熱材の設置促進。

役割も期待されている。

³ <http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2012/9780111525456/contents>

- ② Carbon Saving Community Obligation (CSCO) : 貧困世帯および過疎地における家屋への断熱材の導入および地域熱供給への接続支援
- ③ Home Heating Cost Reduction Obligation (HHCRO) : 空調機由来のエネルギーコストを削減するためのボイラーの改善や買い替えの支援

ECOに基づく2015年3月末までの目標は、それぞれの義務毎に、CEROが2090万t-CO₂の削減、CSCOが680万t-CO₂の削減、HHCROが42億ポンドの光熱費削減、となっている。なお、各供給会社への目標値の割当量は、当該供給事業者による電力・ガス供給量が市場に占める割合によって決定される。

義務の対象者は、顧客が25万人以上で年間の電力供給量が400GWh以上の電力供給事業者、顧客が25万人以上で年間のガス供給量が2000GWh以上のガス供給事業者、顧客が25万人以上で年間の電力供給量が400GWh以上もしくはガス供給量が2000GWh以上の電力・ガス併給事業者と既定されている。実際には「ビッグシックス」と呼称されるBritish Gas, EDF Energy, E.ON, npower, Scottish Power, Southern Electricの6社が義務の対象となっている。

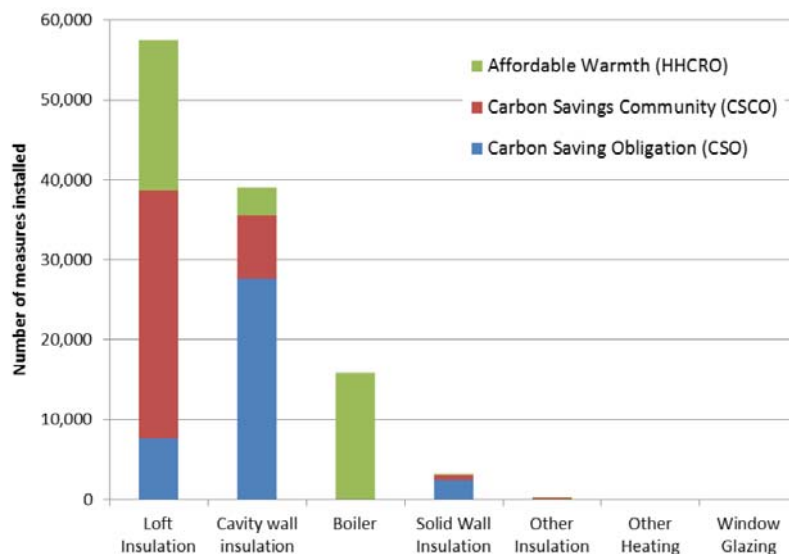
4. Energy Company Obligation の進捗状況と考察

エネルギー気候変動省 (DECC) が2013年7月18日に発表したECO月次レポートでは、制度開始から約5ヶ月が経過した進捗状況について報告している⁴。制度開始からの具体的な進捗内容は以下の通りである (図表2)。

- ・ 2013年5月末までに11万5723件 (暫定値) の対策が実施済み。そのうち、2万7761件が4月に、3万3765件が5月に実施。
- ・ 実施された対策の50%が屋根裏の断熱改修、34%が壁の断熱改修、14%がボイラー改修。
- ・ 実施された対策の33%がCERO (CSO)、34%がCSCO、33%がHHCROの下で実施。

⁴ Domestic Green Deal and Energy Company Obligation in Great Britain, Monthly report
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/224020/stat_release_green_deal_eco_june_2013.pdf

図表 2 ECO に基づき実施された義務別・対策別の累積量



(出所) DECC、Domestic Green Deal and Energy Company Obligation in Great Britain, Monthly report、2013 年 7 月 18 日

DECC の試算では、ECO によって年間 40 万世帯（うち 23 万は貧困層や過疎地の世帯⁵）へ対策が実施されることが見込まれているが、5 月末までに既に 11 万世帯への対策が実施されていること、月を追う毎に実施件数が増加していることから、順調に対策が進んでいることが伺える。一方で、ECO に対する懸念の声も上がっている⁶。例えば DECC 試算によれば、ECO の義務履行のためのエネルギー供給事業者の負担総額は年間 13 億ポンド（約 2,000 億円）になるとされている⁷。これらの費用はエネルギー価格に上乗せされて最終的に顧客に転嫁されていく。ECO を通じて省エネルギー対策が実施された世帯では、エネルギー価格の上昇分を、省エネルギー量で相殺できるが、ECO 制度を活用していない世帯の光熱費は上昇することとなる。また、エネルギー価格の上昇は逆進性が高いために、特に貧困層への影響が大きいとの批判もある⁸。

ECO は開始間もない制度であり、エネルギー価格の上昇率とその影響、世帯間の公平性担保方法等は現段階では明らかになっていないが、欧州の中でも省エネ政策の先駆的役割を担う英国が今後どのように制度を運営し改善していくのかについて、ECO 実施進捗と共に注目していくべき点だと言える。

⁵https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/65633/7086-annual-energy-statement-2012.pdf

⁶<http://www.theguardian.com/npower-energy-efficiency/how-will-the-energy-companies-obligation-work/print>

⁷ 本推計値については、23.5 億ポンドに上るというシンクタンク試算もある。

<http://www.energy-uk.org.uk/press-releases/new-energy-efficiency-scheme-could-add-over-p94-to-energy-bills.html>

⁸ <http://www.nea.org.uk/media/media-releases/2012/media-120612-02>